年金払い退職給付制度について

令和6年9月 地方公務員共済組合連合会 年金業務部

目 次

Т	年金払い退	啦%//十生/ 亩
	エボボルい取	时代 化二甲二甲
_		75011 1 1 111 1/3

4

Ⅱ 基準利率・終身年金現価率・有期年金現価率の設定

10

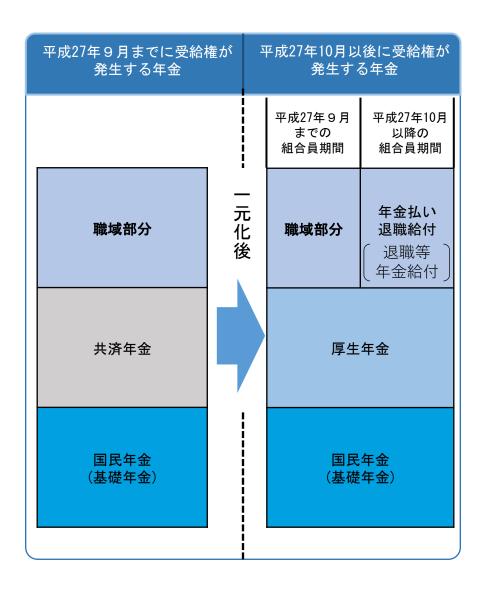
Ⅲ 年金払い退職給付に係る財政について

16

(参考) 国民年金・厚生年金財政検証の結果について

22

(参考)被用者年金一元化前後の地共済年金



- 〇制度概要

- ・共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、平成27年10月から「年金払い退職給付」が創設され ました。
- ・年金払い退職給付には「退職年金」「公務障害年金」「公務遺族年金」の3種類の給付があります。
- ・年金払い退職給付は、将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ保険料(掛金・負担金)で積み立てる「積立方式」による給付になります。

(1)保険料(掛金・負担金)

- ・標準報酬の月額等(標準報酬の月額及び標準期末手当等の額)をもとに保険料は算定され、労使折 半[※]となります。
- ・保険料のうち組合員負担分を「掛金」、地方公共団体等の負担分を「負担金」といいます。
- ※現在、保険料は「標準報酬の月額等×1.5%(保険料率)」であり、0.75%ずつを労使で折半して拠出

(2)退職年金

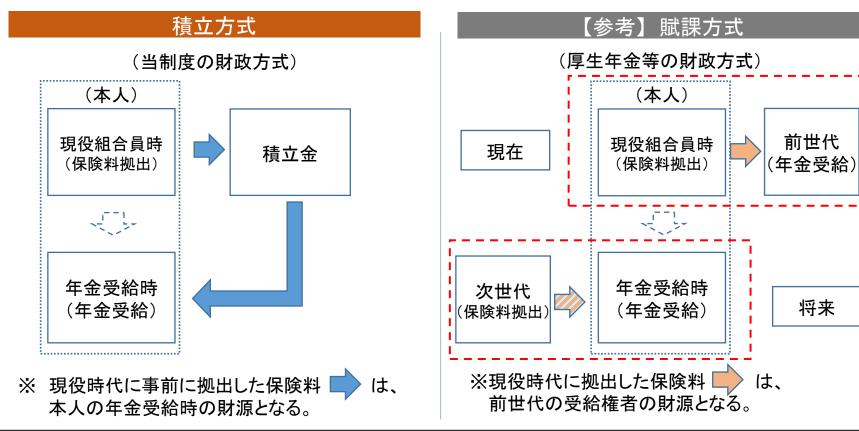
- ・有期退職年金及び終身退職年金として支給されます。有期退職年金については、20年、10年、一時金の選択制度があります。
- ・受給者がお亡くなりになった場合は、終身退職年金は終了し、有期退職年金の残りの期間がある場合は一時金としてご遺族に支給されます。

(3) 公務障害年金と公務遺族年金

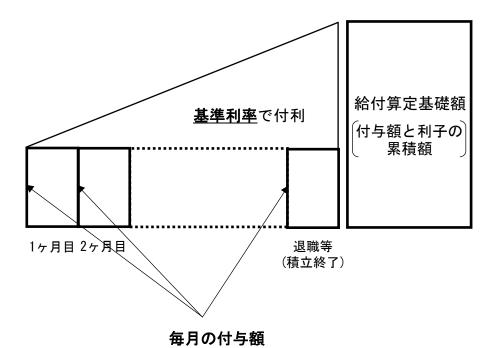
公務により病気にかかり、又は負傷した(公務傷病)場合(一定の要件を満たした場合に限る。)に公務障害年金がご本人に、公務傷病により死亡した場合に公務遺族年金がご遺族に、それぞれ支給されます。

○財政方式

- ・「財政方式」とは、将来の年金給付を賄うために必要な財源をどのように確保し、給付を行っていくかといった給付の財源の確保の方法のことをいいます。
- ・年金払い退職給付は、将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」 による給付になります。
- ・組合員一人ひとりに仮想の個人勘定を設定し、個人勘定に各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の 額に付与率を乗じて得た付与額を、利子とともに毎月積み立てることになります(給付算定基礎額)。



〇年金払い退職給付のイメージ [積立時]

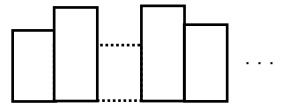


(標準報酬の月額等×付与率(現在、保険料率と同じ1.50%))

[給付時]

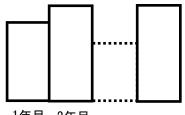
終身退職年金

給付算定基礎額の1/2÷<u>終身年金現価率</u> で年金額を算出



有期退職年金(※)

給付算定基礎額の1/2÷**有期年金現価率** で年金額を算出

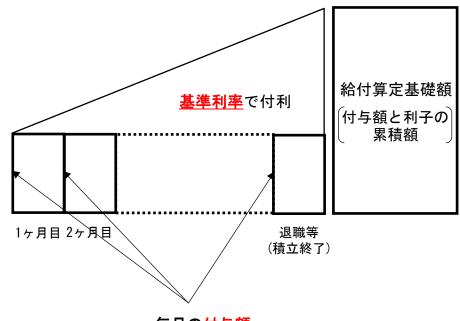


1年目 2年目・・・・

※有期退職年金は20年、10年、一時金の選択制度がある。

※ 各年の10月から翌年の9月までの期間の各月において適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率は、 毎年9月30日までに、地方公務員共済組合連合会の定款で定めることとされている。

[積立時]



毎月の付与額

(標準報酬の月額等×付与率 (現在、保険料率と同じ1.50%))

基準利率 (R6/10/1から0.26%)

- ・国債の利回りを基礎として、積立金の 運用状況とその見通しなどを勘案して 定める
- 毎年9月30日までに見直し
- ・地共連の定款に規定

付与率(現在は保険料率と同じ1.5%)

- ・組合員であった者等の生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環であること等を勘案
- 財政が将来にわたって均衡を保つことができるように定める
- 財政状況により保険料率と異なること もありうる
- ・地共連の定款に規定

終身年金現価率

・基準利率・死亡率の状況及びその見通しなどを勘案 し、終身にわたり一定額の年金額となるよう設定

(例:65歳の場合23.129448)

- ・毎年9月30日までに見直し
- ・地共連の定款に規定

<u>有期年金現価率</u>

・基準利率などを勘案し、支給する残りの期間に おいて一定額の年金額となるよう設定

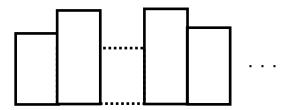
(例:20年の場合19.485332)

- ・毎年9月30日までに見直し
- ・地共連の定款に規定

[給付時]

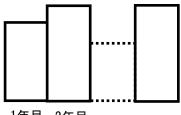
終身退職年金

給付算定基礎額の1/2÷<u>終身年金現価率</u> で年金額を算出



有期退職年金(※)

給付算定基礎額の1/2÷<u>有期年金現価率</u> で年金額を算出



1年目 2年目 ・・・

※有期退職年金は20年、10年、一時金の選択制度がある。

- ・基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率は、毎年9月30日までに見直しを行い、各年の10月から 翌年9月までの各月に適用されます。
- ・今般、令和6年10月から翌年9月まで適用するこれらの率に係る定款変更を行いました。 (施行は令和6年10月1日から)

〇 基準利率の設定方法

- 基準利率は、国債の利回りを基礎として、積立金の運用の状況とその見通し等を勘案して定めます。
- 具体的には、
- ① 国債の利回り

10年国債応募者利回りの「直近1年(前年度)平均」と「直近5年平均」のうち低い率

② 積立金の運用利回りの見通し

「地共済の運用利回りの見通し」と「国共済の運用利回りの見通し」とを積立金残高で加重平均した率を比較し、

- ①が②を下回る場合は、①を、
- ・②が①を下回る場合は、「地共済の運用利回りの見通し」と「国共済の運用利回りの見通し」 のいずれか低い率を、「市場の状況を勘案して算定する基準利率」とします。

さらに、「市場の状況を勘案して算定する基準利率」に、直近の財政再計算の結果(※)を反映します。

※令和5年度財政再計算結果

「市場の状況を勘案して算定する基準利率」に、積立剰余を基にして、加算率0.08%を加算

○ 令和6年10月から翌年9月までの期間において適用される基準利率

(単位:%) <直近1年(前年度)平均> 国債の利回り※1 1年平均 4月 5月 6月 7月 8月 9月 0.4560 0.4260 0.4360 0.4280 0.5940 0.6570 応募者 利回り 0.6189 10月 11月 12月 1月 2月 3月 0 7680 0.9100 0.6970 0.5960 0.7410 0.7180 0.1868 <直近5年平均> 令和元年度 2年度 3年度 4 年度 5年度 5年平均 1年平均 $\triangle 0.1031$ 0.0353 0 0858 0 2973 0.6189 0.1868 市場の状況を勘案して (1)国債の利回り 加算率※3 基準利率※4 算定する基準利率※2 0.1868 ②積立金の運用利回りの見通し 0.1868 0.08 0.26 (加重平均) 0.5372 (参考) 直近1年平均(0.6189%)>直近5年平均(0.1868%)のため、0.1868% 改定前の基準利率 2 (1) (0.1868%) < (2) (0.5372%) 0.1868%※3 直近の財政再計算(令和5年度)の積立剰余に基づく加算率 0.07※4 %単位で小数点以下第3位切り捨て

〇 終身年金現価率

・基準利率、死亡率の状況及びその見通しなどを勘案して、終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、定めることとされています。

【終身年金現価率・一部抜粋】

年齢	改定後 R6/10~R7/9	改定前 R5/10~R6/9
60歳	27. 162255	27. 052936
65歳	23. 129448	22. 821764

〇 有期年金現価率

・基準利率などを勘案して、支給する残りの期間において一定額の年金額を支給することとした場合の 年金額を計算するための率として、定めることとされています。

【有期年金現価率・一部抜粋】

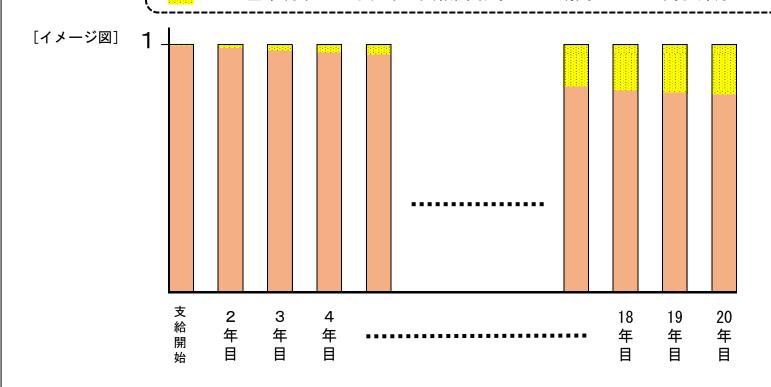
支給残期間	改定後 R6/10~R7/9	改定前 R5/10~R6/9
120月(10年)	9. 869149	9. 964513
240月(20年)	19. 485332	19. 859541

- 有期年金現価率算定の考え方 (20年の例)
- ・有期退職年金額は、給付算定基礎額の1/2÷有期年金現価率(支給残月数240月の率)により算出します。
- ・有期年金現価率は、基準利率による割引を考慮して求めます(下図)。

有期年金現価率: を合計した値(20年の場合:19.485332:R6.10~R7.9)

: 毎年の有期年金(これを1として計算(全期間計20))

: 基準利率による、年金支給開始時からの期間に応じた割引部分



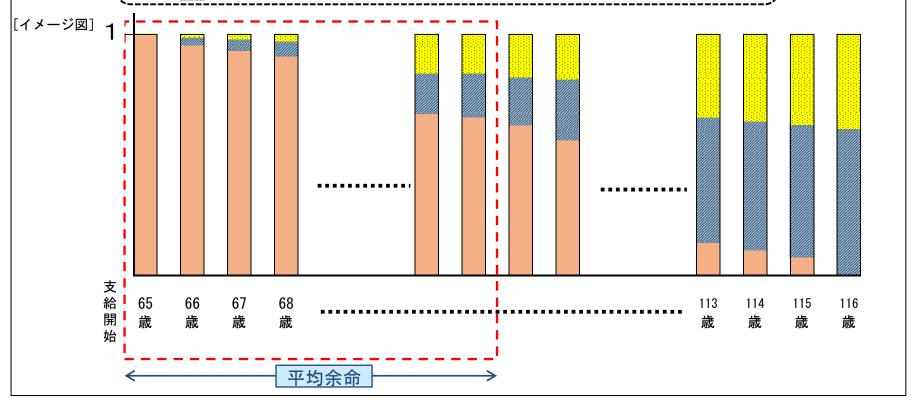
- 終身年金現価率算定の考え方 (65歳の例)
- 終身退職年金額は、給付算定基礎額の1/2÷終身年金現価率(65歳の率)により算出します。
- 終身年金現価率は、基準利率による割引に加え、将来の死亡率の影響も考慮して求めます(下図)。

終身年金現価率: を合計した値(65歳の場合:23.129448:R6.10~R7.9)

: 毎年の終身年金(これを1として計算)

: 基準利率による、年金支給開始時からの期間に応じた割引部分

: 年金支給開始時からの期間に応じた死亡発生による必要額の減少部分



- 財政検証 ~ 財政状況の確認(毎年実施) ~
- ・毎年、財政状況の確認として、将来の給付に向けて積み立てておくべき金額(「積立基準額^{※1}」)を計算し、 実際の積立金の額と比較することにより、財政状況を確認します(国共済・地共済合算の上確認)。 これを「財政検証」といいます。
- ・財政状況が、剰余の状態(積立金>積立基準額)にあるか、不足の状態(積立金<積立基準額)にあるかを確認し、不足が大きくなったと認められる場合^{※2}には、臨時の財政再計算を行います。
 - ※1 「積立基準額」=「総給付現価(将来給付する年金額等の現価)」

- 「保険料収入現価(将来の保険料収入の現価)」

※2 不足額が、保険料収入現価の5%を上回る場合

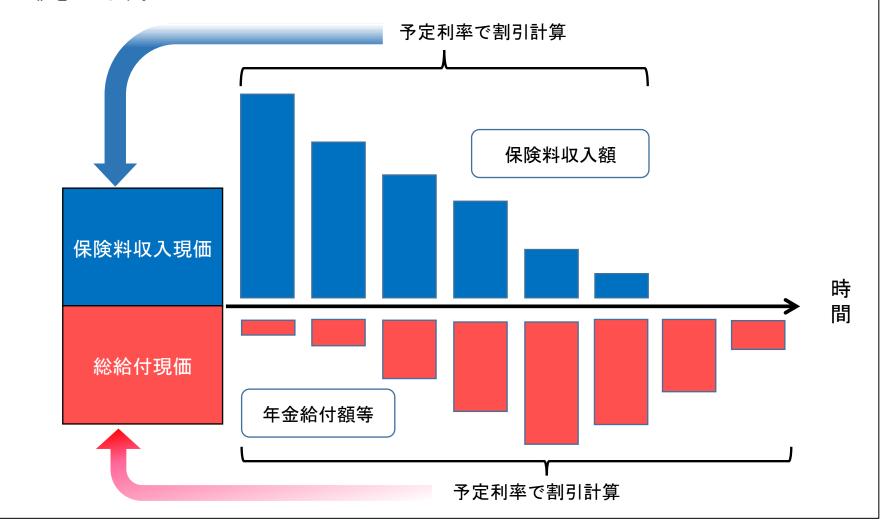
- 〇 財政状況のイメージ
 - ① 積立金>積立基準額となり、剰余の状態。

積 立金 準額 ② 積立金く積立基準額となり、不足の状態。



○「現価」について (イメージ)

「現価」とは、将来の各年に発生する年金給付費や保険料などを予定利率で割引計算して現在価値に換算した値をいいます。

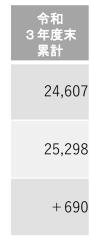


〇 令和4年度末の財政状況

【令和4年度末】		(単位:億円
区分		令和 4 年度末 累計
積立基準額※	Α	28, 243
積立金 (簿価ベース)	В	29, 201
剰余または不足 C=(B- <i>i</i>	4)	+958

令和4年度中に発生 した剰余または不足 令和 4年度 発生 十268

【参考:令和3年度末】



「+」は剰余を、「△」は不足を表している。

※ 積立基準額:令和4年度末において積み立てておくべき金額

令和4年度末時点で国共済と地共済を合算した財政状況が剰余(958億円)となっているため、不足が大きくなったと認められる場合に行う**臨時の財政再計算は実施しない**。

- 財政再計算 ~ 保険料率と加算率の算定(原則5年ごとに実施) ~
- ・年金払い退職給付に要する費用については、「積立基準額」[※]と「積立金」[※]とが、将来にわたって均衡を保つことができるように定めることとされており、少なくとも5年に一度、財政再計算を実施することとされています。
 - ※ いずれも地共済と国共済との合計額
- ・毎年の財政検証では、積立基準額は、直近の財政再計算時の算定基礎(死亡率・脱退率や標準報酬の月額 等)を使用して、将来の年金給付費等の推計計算を行っています。
- ・財政再計算では、この算定基礎を、最近の実績に基づくものに改めた上で、積立基準額と積立金とが将来に わたって均衡を保つことができるように、保険料率及び加算率(基準利率への一定率の加算)を算定します。

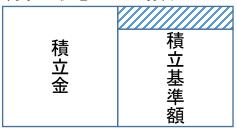
〇 収支均衡(イメージ)

- 財政再計算前の保険料率及び基準利率の将来の見通し等を用いて積立基準額を計算した結果、 剰余の状態(積立金>積立基準額)となる場合、
 - 保険料率の引下げ
 - 基準利率への一定率の加算※

により収支均衡を図ることとなります。不足状態の場合はその逆を行います。

※「市場の状況を勘案して算定する基準利率」に、積立剰余を基にして加算率を加算

算定基礎を改定した結果 剰余の状態だった場合



- ・保険料率の引下げ
- ・基準利率への加算

財政再計算結果

積 立 金	積 立 基 準 額

〇 令和5年度財政再計算結果

- ・積立基準額と積立金とが将来にわたって均衡するように財政再計算を行った結果、次のとおりとなりました。
- 保険料率は、1. 50%。(掛金率・負担金率はそれぞれ0. 75%) (令和6年4月1日より適用)

均衡を図る

- ※ 従前(財政再計算前)の率と同じとなりました。 なお、掛金率・負担金率は、地方公務員共済組合連合会の定款に規定されております。
- 基準利率は、「市場の状況を勘案して算定する基準利率」に、積立剰余を基にして、 加算率O.08%を加算。(令和6年10月より適用)

【加算率を加味する前】

(単位:億円)

	(十年・心口)
区分	地共済+国共済
積立金(簿価ベース) A	29, 201
総給付現価 B	99, 138
保険料収入現価C	72, 025
積立基準額 D=B-C	27, 113
積立剰余 E=A-D	2, 089

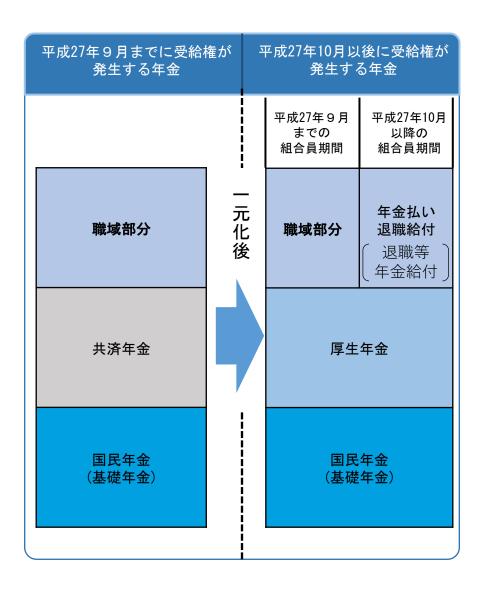
【財政再計算結果】

(単位:億円)

	\ 1 I— · /O·1 3/
区分	地共済+国共済
積立金(簿価ベース) A	29, 201
総給付現価(※) B	<u>101, 024</u>
保険料収入現価C	72, 025
積立基準額 D=B-C	<u>28, 999</u>
積立剰余 E=A-D	<u>203</u>

※加算率0.08%を加味して計算した総給付現価

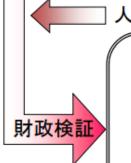
(参考)被用者年金一元化前後の地共済年金



財政検証について

平成16(2004)年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ (最終保険料(率)は国民年金17,000円(2004年度価格)、厚生年金18.3%) ※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む(国民年金)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用 (おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の 積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ



人口や経済の動向

少なくとも5年ごとに、

- 〇 財政見通しの作成
- 給付水準の自動調整(マクロ経済スライド)の開始・終了年度の見通しの作成 を行い、年金財政の健全性を検証する
- → 次の財政検証までに所得代替率(※)が50%を下回ると見込まれる場合には、 給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方につ いて検討を行い、所要の措置を講ずる

※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の 比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

2024年度: 61.2% 13.4万円 9.2万円 37.0万円

注: 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

令和6(2024)年財政検証の諸前提

<社会・経済状況に関する諸前提>

財政検証においては、将来の社会・経済状況について一定の前提を置く必要があるが、将来は不確実であるため、幅広い複数のケースを設定している。財政検証の結果についても、複数のケースを参照し幅広く解釈する必要がある。

※ なお、現行制度に基づく財政検証は、令和6年10月に施行される適用拡大(企業規模要件100人超→50人超)等の影響を織り込んでいる。

<人口の前提>

「日本の将来推計人口」(2023年4月、 国立社会保障・人口問題研究所)

出生率:高位·中位·低位 死亡率:高位·中位·低位

入国超過数:

25万人、16.4万人、6.9万人

合計特殊出生率		平均寿命		入国超過数	
2020年(実績)	2070年 高位:1.64 中位:1.36 低位:1.13	2020年 (実績) 男性:81.58 女性:87.72	2070年 高位 (余命の伸び小) □	2016~2019年 ~2040年 (実績の平均) 入国超過数 (一定) 25万人 16.4万人 16.4万人 6.9万人 ※2041年以降は2040年の 総人口に対する比率を固定	

<労働力の前提>

「労働力需給の推計」(2024年3月、 独立行政法人 労働政策研究・研修機構)

- ①労働参加進展シナリオ
- ②労働参加漸進シナリオ
- ③労働参加現状シナリオ

	就業者数	就業率 ※15歳以上人口に占める割合		
2022年 (実績) 6,724万人	2040年 労働参加進展:6,734万人 労働参加漸進:6,375万人 労働参加現状:5,768万人	2022年 (実績) 60.9%	2040年 労働参加進展: 66.4% 労働参加漸進: 62.9% 労働参加現状: 56.9%	

<経済の前提>

社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」で設定(2024年4月)

- ①高成長実現ケース
- ②成長型経済移行・継続ケース
- ③過去30年投影ケース
- ④ 1 人当たりゼロ成長ケース

			将来の経済が	状況の仮定	<長期の経済前提>			
 		→ ★ 全要素生産性		賃金上昇率	運用利回り			
			労働力率	(TFP)上昇率	物価上昇率	(実質(対物価))	実質 〈対物価〉	スプレッド 〈対賃金〉
	高成長実現ケース	中長期試算 成長実現 ケースに接続	成長実現・労働参加進展・シナリオ	1.4 %	2.0 %	2.0 %	3.4 %	1.4 %
	成長型経済 移行・継続 ケース	中長期試算 参考ケース に接続		1.1 %	2.0 %	1.5 %	3.2 %	1.7 %
	過去30年 投影ケース	中長期試算	成長率ベースラ イン・労働参加 漸進シナリオ	0.5 %	0.8 %	0.5 %	2.2 %	1.7 %
	1人当たり ゼロ成長 ケース	ベースライン ケースに接続	一人当たりゼロ 成長・労働参加 現状シナリオ	0.2 %	0.4 %	0.1 %	1.4 %	1.3 %

25

参考(推計結果)

実質経済成長率

1.6 %

1.1 %

▲0.1%

▲0.7%

人口1人当たり

実質経済成長率

2.3 %

1.8 %

0.7 %

0.1 %

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し(令和6(2024)年財政検証)

- 幅広い複数ケースの経済前提における見通し -

足下の所得代替率※(2024年度)

※ 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

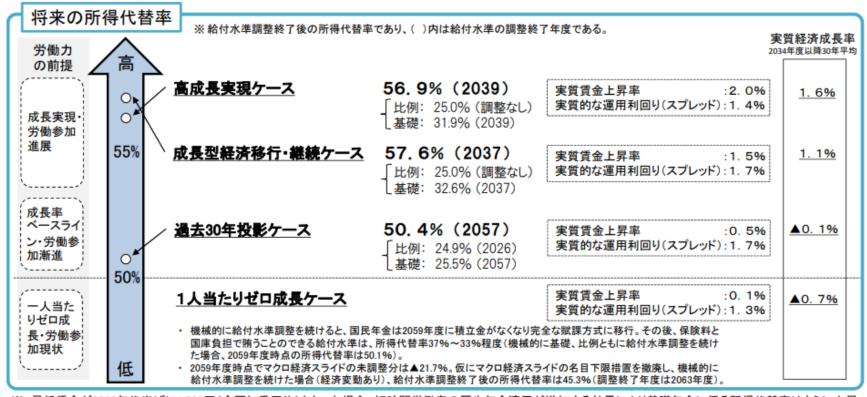
61 2% 「比例: 25.0%

所得代替率 =(夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金)/ 現役男子の平均手取り収入額

2024年度: 61. 2% 13. 4万円 9. 2万円

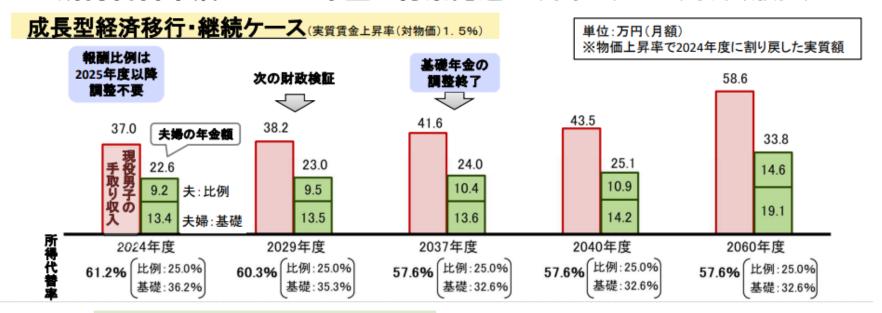
注: 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

37.0万円

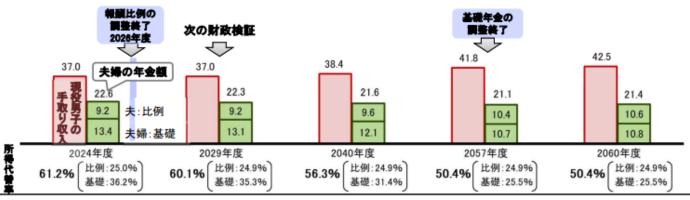


- ※ 最低賃金が2030年代半ばに1,500円(全国加重平均)となった場合、短時間労働者の厚生年金適用が増加する効果により基礎年金に係る所得代替率はさらに上昇。 (高成長実現ケース: +0.4%ポイント、成長型経済移行・継続ケース: +0.4%ポイント、過去30年投影ケース: +0.3%ポイント)
- 注1: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。
- 注2:高成長実現ケースの実質経済成長率や実質賃金上昇率は成長型経済移行・継続ケースより高いものの、賃金を上回る実質的な運用利回り(スプレッド)が低いため、 所得代替率は成長型経済移行・継続ケースより低くなっている。なお、平成26(2014)年財政検証においても同様の結果が生じている。

所得代替率及びモデル年金の将来見通し(令和6(2024)年財政検証)



過去30年投影ケース(実質賃金上昇率(対物価)0.5%)



[※] 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率く名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。

[※] 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

[※] 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

オプション試算の内容

1. 被用者保険の更なる適用拡大

①: 被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消を行う場合 (約90万人)

所定労働時間が週20時間以上の短時間労働者の中で、月8.8万円以上の収入のある者全体に適用拡大し、さらに、5人以上の個人事業所は、業種によらず、適用事業所とする場合。

②:①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合 (約200万人)

所定労働時間が週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大し、さらに、5人以上の個人事業所は、業種によらず、適用事業所とする場合。

③:②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合(約270万人)

所定労働時間が週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大し、さらに、業種・規模によらず、個人事業所についても適用事業所とする場合。

④: 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合 (約860万人)

注1:適用拡大①については、月8.8万円未満の者、学生、非適用事業所の雇用者については適用拡大の対象外。

適用拡大②については、学生、非適用事業所の雇用者については適用拡大の対象外。

適用拡大③については、学生については適用拡大の対象外。

適用拡大④については、雇用者の中で所定労働時間が週10時間未満の者のみ適用拡大の対象外。

注2: 更なる適用拡大による就労の変化は見込んでいない。

注3:国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため一定程度上昇する前提。

2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20~59歳)から45年(20~64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

3. マクロ経済スライドの調整期間の一致

基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

4. 在職老齡年金制度

就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み (在職老齢年金制度)の見直しを行った場合

5. 標準報酬月額の上限

厚生年金の標準報酬月額の上限(現行65万円)の見直しを行った場合

【参考試算】マクロ経済スライド調整の仕組み

マクロ経済スライドの名目下限措置の撤廃による効果

(参考)マクロ経済スライドによる調整の未調整分のキャリーオーバーによる効果

※「1. 被用者保険の更なる適用拡大」、「2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額」、「3. マクロ経済スライドの調整期間の一致」を組み合わせた試算も実施。

令和6(2024)年財政検証結果を踏まえた今後の年金制度改正の議論について

社会経済の変化

○ 平均寿命・健康寿命の延伸

<65歳時点平均余命> <健康寿命> 1990年 男性:16.22年、女性:20.03年 2001年 男性:69.40歳、女性:72.65歳 2070年 男性:23.14年、女性:28.36年 2019年 男性:72.68歳、女性:75.38歳

- 家族構成やライフスタイルの多様化
 - ・ 単身世帯・共働き世帯の増加等
 - <単身世帯割合(世帯主が25~64歳の世帯)> 22.6%(2000年)⇒28.3%(2010年)⇒32.8%(2020年) <共働き世帯割合(夫が25~64歳の夫婦のいる世帯)> 53.6%(2005年)⇒61.8%(2010年)⇒63.5%(2020年)
- 女性・高齢者の就業の拡大
 - 人手不足の中での労働力確保の要請

<就業率>

60~64歳 :51.1%(1985年)⇒ 74.0%(2023年) 女性(25~64歳):55.9%(1985年)⇒77.7%(2023年)

○ 今後見込まれる最低賃金の上昇・持続的な賃上げ

令和6(2024)年財政検証結果

第17回社会保障審議会年金部会 2024年 7月30日

資料 1

○ 5年前の前回財政検証と比べて将来の給付水準が上昇。 1人当たり成長率をゼロと見込んだケースを除き、将来にわたって 所得代替率50%を確保できることが確認された。

※所得代替率:61.2%(令和6(2024)年度)⇒57.6%(成長型経済移行・継続ケース)
50.4%(過去30年投影ケース) ※数値は最終代替率

- 一方で、**基礎年金の調整期間は長期化**し、将来的な基礎年金の給付水準 が低下する見通し。
- 一定の制度改正を仮定した試算(オプション試算)では、
 - ・被用者保険の更なる適用拡大
 - マクロ経済スライドの調整期間の一致

を行った場合には、いずれも基礎年金の給付水準を確保する上でプラスの 効果があることが確認された。

○ 今回初めて実施した各世代の65歳時点の老齢年金の分布推計では、若年 世代ほど労働参加の進展や被用者保険の適用拡大により厚生年金被保険 者期間が延伸し、年金額の増加へ寄与することが確認された。

【上記を踏まえた次期年金制度改正の方向性】

見直しの基本的な考え方

- ① 働き方に中立的な制度を目指すとともに、ライフスタイル等の多様化を年金制度に反映しつつ、
- ② 高齢期の経済基盤の安定や所得保障・再分配機能の強化を図る。

対応の方向性

○ 働き方に中立的な制度の構築

論点:被用者保険の適用拡大、いわゆる「年収の壁」と第3号被保険者制度、在職老齢年金制度等

○ ライフスタイル等の多様化への対応

論点: 高齢期より前の遺族年金、加給年金等

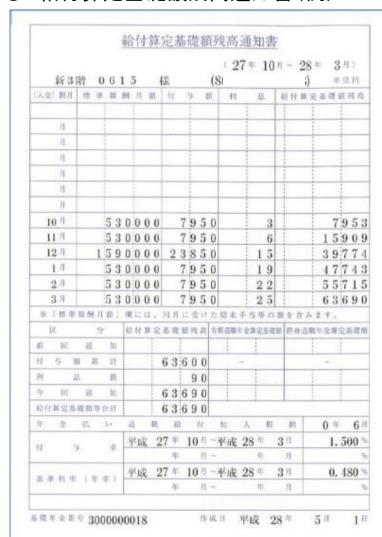
○ 平均寿命の延伸や基礎年金の調整期間の長期化を踏まえた、高齢期の経済基盤の安定、所得保障・再分配機能の強化

論点:マクロ経済スライドの調整期間の一致、標準報酬月額の上限等

○ 業務運営改善関係・その他所要の事項への対応

おわりに

〇 給付算定基礎額残高通知書(例)



退職等年金給付に係る 給付算定基礎額残高通知書について

平成27年10月から、被用者年金一元化による改正前の共済年 金における3階部分(職域部分)は廃止され、3階部分(職域部 分)に代わる民間の企業年金に相当する新たな制度として、退職等 年金給付(年金払い退職給付)制度が創設されました。

退職等年金給付制度は、国民年金・厚生年金といった公的年金と は異なり、将来自分が年金を受給する際に必要な順資を、あらかじ め労使折半による保険料で積み立てる「積立方式」による給付にな ります。

この通知書は、平成27年10月から平成28年3月までにあなたが積み立てた、将来の退職等年金給付の原資となる「給付算定基礎額」(※)に関する情報をお知らせするものです。

房標準報酬月報等に付与率(特素の安定した生活の維持を図るために必要な給付水準等を勘案して完める率)を乗じた付与額と、これに対する利息(国債の利回り等に連動した基準利率を用いて計算)を累積した額のことです。この額がそのまま年金額になるわけではありません。

組合員の方には毎年、年金待機者(公務員を退職された方)については退職時と節目年齢(35歳・45歳・59歳・63歳)にお届けします。

通知書の見方や退職等年金給付 (年金払い退職給付) 制度の概要、給付の計算方法等についての詳細は、下記のホームページをご覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会ホームページ

http://www.shichousonren.or.jp/

おわりに

○「年金払い退職給付制度」の財政再計算結果等の詳細については、 地方公務員共済組合連合会ホームページに掲載されています。

https://www.chikyoren.or.jp/(地方公務員共済組合連合会トップページ)

トップページの

「ホーム > 年金関連情報 > 年金財政関係 > 年金払い退職給付(退職等年金給付) からご覧いただけます。

く検索キーワード>

地方公務員共済組合連合会



〇「令和6年国民年金・厚生年金財政検証の結果」の詳細については、 厚生労働省ホームページに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/(厚生労働省トップページ)

トップページの

「ホーム 〉 政策について 〉 分野別の政策一覧〉 年金 〉 年金・日本年金機構関係 〉 将来の公的年金の財政見通し(財政検証)」 からご覧いただけます。

く検索キーワード>

厚生労働省

検索 🔌